

## 補助金調書

補助金名	福岡市母子福祉会補助金		担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども家庭課 (TEL 092-711-4238)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	福岡市母子福祉会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	41	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	財団法人福岡市母子福祉会は、母子及び寡婦福祉法第6条に規定する母子福祉団体であり、本市母子家庭及び寡婦の福祉増進のための活動を実施している。また、本市は同法第3条により母子及び寡婦福祉を増進する責務を有している。本市と目的を同じくする公益法人である同会の運営を支援することにより、官民協働による母子寡婦福祉の増進を図る。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 校区及び区団体との交流事業に対する補助として、年額10万円を支給。			
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	100 千円	100 千円	100 千円	100 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区及び区団体との交流活動</li> <li>・校区総会開催</li> <li>・小学校入学・卒業祝金配布</li> </ul>				
補助金交付 による効果	財団法人福岡市母子福祉会と本市とは、長期安定的な協力関係を保持しており、本市母子・寡婦福祉の増進に寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。